いわき市医学生応援修学資金と併給可能な資金及び返還債務の免除について

いわき市医学生応援修学資金貸与条例第８条及び同条例施行規則第８条に規定する併給可能な資金及び併給時の返還債務の免除については、次のとおりです。

１　併給可能なものとして市長が別に定める資金の具体例

⑴　福島県緊急医師修学資金

⑵　福島県地域医療医師修学資金

⑶　いわき市市立病院医師修学資金

⑷　⑴～⑶のほか、いわき市医学生応援修学資金貸与条例施行規則第８条の規定を満たすと市が判断するもの

２　併給時の返還債務の免除のための在職期間の考え方

⑴　福島県が貸与する修学資金を併給する場合、条例第６条及び第７条に規定する在職期間の算定は、福島県が貸与する修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終えた以降の期間から算定し、在職期間の重複算定はできません。

⑵　いわき市市立病院医師修学資金（以下「市医療センターの修学資金」という。）を併給する場合、条例第６条及び第７条に規定する在職期間の算定は、市医療センターの修学資金から優先的に算定します。なお、在職期間の重複算定はできません。

また、市医療センターの修学資金の返還債務の免除の前に、市医療センター以外の市内の病院に勤務した場合は、いわき市医学生応援修学資金（以下「市の修学資金」という。）の在職期間に算定します。

⑶　福島県及びいわき市医療センター以外の団体が実施する修学資金については、併給先団体と協議のうえ決定します。なお、在職期間の重複算定はできません。

【参考】返還債務の免除のための基本的な考え方

①　福島県の修学資金の場合

医師となった後 12 年以内に、貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間、勤務対象の医療機関に勤務。

②　市医療センターの修学資金の場合

医師となった後 12 年以内に、貸与を受けた期間と同じ期間、市医療センターに勤務。

③　市の修学資金の場合

医師となった後 20 年以内に、貸与を受けた期間と同じ期間、市内の病院（市医療センターを含む）に勤務。

【具体例】

１　いわき市医学生応援修学資金のみ貸与を受ける場合

⑴　パターン①

いわき市医学生応援修学資金を６年間貸与され、市内の病院で臨床研修医として２年間勤務した後、市外の医療機関で３年間勤務し、その後市内の病院で４年間勤務した場合。

大学医学部	市内の Ａ病院で勤務	市外の 医療機関で勤務	市内のＢ病院で勤務
← ６年間貸与 →	← ２年間 →	← ３年間 →	← ４年間 →
			当修学資金の返済免除

⑵　パターン②

いわき市医学生応援修学資金を５年間貸与され、市外の医療機関で 10 年間勤務した後、市内の医療機関で５年間勤務した場合。

大学医学部	市外の医療機関で勤務	市内の病院で勤務
← ５年間貸与 →	← 10年間 →	← ５年間 →
		当修学資金の返済免除

２　福島県緊急医師修学資金又は福島県地域医療医師確保修学資金を併給する場合

県の修学資金といわき市医学生応援修学資金をそれぞれ６年間貸与され、県の勤務対象医療機関に９年間勤務した後、６年間市内の病院で勤務した場合。

※　県の勤務対象医療機関に、市内の医療機関も含まれていますが、市の修学資金における在職期間には算定されません。

大学医学部	県の勤務対象医療機関に勤務	市内の病院で勤務
← 市：６年間貸与 → 県：６年間貸与	← ９年間 →	← ６年間 →
	県修学資金の返済免除	当修学資金の返済免除

３　市医療センターの修学資金を併給する場合

⑴　パターン①

市立病院医師修学資金といわき市医学生応援修学資金をそれぞれ６年間貸与され、市医療センターに２年間勤務した後、市医療センター以外の市内の病院に３年間勤務。再度市医療センターで４年間勤務し、その後３年間市内の病院（市医療センター含む）に勤務した場合。

大学医学部	市医療センター で勤務	市内の Ａ病院で勤務	市医療センター で勤務	市内の Ｂ病院で勤務
← 市　　：６年間貸与 → 市立病院：６年間貸与	← ２年間 →	← ３年間 →	← ４年間 →	← ３年間 →
			市立病院医師修学資金の返済免除	当修学資金の返済免除

⑵　パターン②
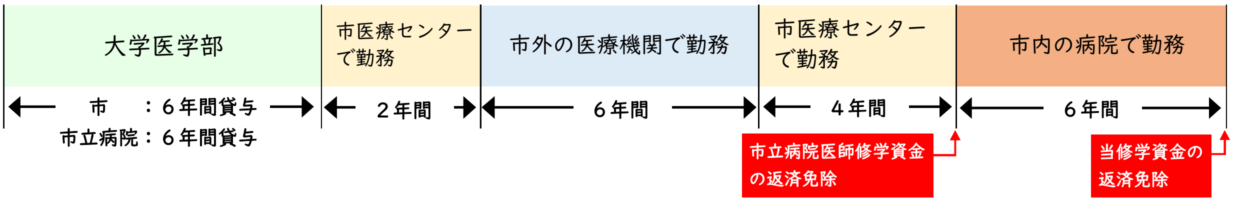
　市立病院医師修学資金といわき市医学生応援修学資金をそれぞれ６年間貸与され、市医療センターに２年間勤務した後、市外の医療機関で６年間勤務。再度、市医療センターに４年間勤務し、その後６年間市内の病院で勤務した場合。